

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	農産物加工講習センターの使用料の減免及び還付		
根拠法令 及び条項	蓮田市農産物加工講習センター設置及び管理条例 第 9 条第 2 項及び第 3 項		
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 1 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 1 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （使用料） 第 9 条 略 2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の使用料の全部又は一部を減免することができる。 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責によらない事由で使用できなくなったときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。		
	【その他の基準となる法令、通知等】 ○蓮田市農産物加工講習センター設置及び管理条例施行規則 （使用料の減免） 第 5 条 条例第 9 条第 2 項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）地産地消を推進する団体が、市が共催又は後援する講習会、研修会等に使用する場合 免除 （2）その他市長が特に必要があると認めた場合 その都度定める額を減額 2 前項の規定により減免を受けようとする者は、様式第 5 号の蓮田市農産物加工講習センター使用料減免申請書に所定の事項を記載して市長に申請し、その承認を受けなければならない。 3 条例第 9 条第 3 項ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、様式第 6 号の蓮田市農産物加工講習センター使用料還付申請書にその理由を記載して市長に申請しなければならない。		
	審査基準 設定年月日	令和 6 年 2 月 5 日	審査基準 最終変更年月日
標準処理期間	☐ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） 期間（ ） ☒ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 1 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。